

平成 27 年 第 2 回 臨時教育委員会会議録

- 1 招集年月日 平成 27 年 10 月 13 日 (火) 16 時 30 分～
- 2 招集場所 役場別館 2 階会議室
- 3 出席委員 ・黒川教育長 ・舩委員 ・山之内智委員 ・齊藤委員 ・山之内英委員
- 4 事務局出席者 水本次長、金子次長補佐
- 5 会議録署名委員の指名 (山之内英樹 委員)
- 6 案 件
専決第 1 号 佐々町教育長職務代理者の選任について承認を求める件

<審議の経過（要約）>

教育長	<p>ただ今から、平成 27 年第 2 回臨時教育委員会を開催します。</p> <p>前教育長が退任なされまして、退任と同時に新教育委員会制度に移行されます。今までとは多少やり方が変わり、新たな制度に従って教育長が議事を進行するようになります。</p> <p>また、教育長は 3 年の任期となり、町長から任命されるようになりましたのでよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p><u>1 会議録署名委員の指名</u></p> <p>本日の会議録署名委員を指名します。山之内英樹委員にお願いします。</p> <p>本日は、専決第 1 号佐々町教育長職務代理者の選任について承認を求める件事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><u>2 議事</u></p> <p><u>専決第 1 号 佐々町教育長職務代理者の選任について承認を求める件</u></p> <p>(議案により説明)</p> <p>毎回、定例教育委員会では、議案で承認をいただいておりますが、専決第 1 号としておりますのは、委員会を開催して議決を得るための時間がないとき、教育長が委員会において先に専決処分を行い、後で承認を得ることにしております。今回、黒川教育長が 10 月 2 日から就任されましたので、9 月の定例教育委員会の時点では、案件を提出できない状況でした。</p> <p>また、10 月 2 日付で黒川教育長に代わられた時点で、元委員長の拙委員に対して、もし教育長が欠けた場合の職務代理者ということで、ご協議いただいたところ承認を得ておりますので、今回、佐々町教育長職務代理者の選任について遡って皆様方にご承認をいただくという資料になっております。</p> <p>専決第 1 号佐々町教育長職務代理者の選任について承認を求める件ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定により、下記の者を教育長職務代理として選任したので、教育委員会の承認を求めるということで、平成 27 年 10 月 2 日専決をしました。</p> <p>(資料朗読説明)</p>
教育長	<p>今、事務局から説明がありましたが、専決第 1 号佐々町教育長職務代理者の選任について承認を求める件についてご承認をいただけますでしょうか。</p> <p>(「なし」 の声あり。)</p>
教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第 2 回の臨時教育委員会を閉会します。</p>

(17時00分閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここ
署名する。

平成27年10月13日

教育長 黒川 雅寿

委員 山内 英樹